

大磯町町税条例の一部を改正する条例

大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第15条中「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。）」を加える。

附則第6条第3号中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4号中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5号中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6号中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7号中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8号中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9号中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10号中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11号中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12号中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13号中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第14号を削る。

附則第7条中「法附則第15条の8第2項に規定する」を「次の各号に掲げる」に、「3分の2」を「当該各号に定める割合」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合 3分の2
- (2) 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合 3分の1

附則第8条第2項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第6条から第8条までの改正規定及び附則（次項を除く。）の規定 公布の日
 - (2) 第8条の2及び第15条の改正規定並びに次項の規定 令和6年1月1日（町民税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の大磯町町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
（固定資産税に関する経過措置）

- 3 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和5年8月30日提出

大磯町長 池田 東一郎